

(案)

第5次地域管理経営計画書
第5次国有林野施業実施計画書

(大淀川森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

| | | |
|---|---------|-----|
| 自 | 平成30年4月 | 1日 |
| 至 | 平成35年3月 | 31日 |

(平成31年3月変更)

九州森林管理局

(案)

第5次地域管理経営計画書

(大淀川森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

| | | |
|---|---------|-----|
| 自 | 平成30年4月 | 1日 |
| 至 | 平成35年3月 | 31日 |

(平成31年3月変更)

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

「綾森林生態系保護地域」を拡充し「北霧島風景林」を廃止したことから、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成31年4月1日より生じる。

1 現行計画（平成30年3月策定、計画期間：平成30年4月1日～平成35年3月31日）の変更内容

- (1) 「2 国有林野の維持及び保存に関する事項」の「(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項」の「①保護林」を上記理由により変更する。

- (2) 「4 国有林野の活用に関する事項」の「(1) 国有林野の活用の推進方針」の「レクリエーションの森」を上記理由により変更する。

目 次

| | |
|-----------------------|---|
| 2 国有林野の維持及び保存に関する事項 | 1 |
| (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 | 1 |
| 4 国有林野の活用に関する事項 | 1 |
| (1) 国有林野の活用の推進方針 | 1 |

目 次

| | |
|-----------------------|---|
| 2 国有林野の維持及び保存に関する事項 | 1 |
| (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 | 1 |
| 4 国有林野の活用に関する事項 | 1 |
| (1) 国有林野の活用の推進方針 | 1 |

- 2 国有林野の維持及び保存に関する事項
 (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項
 ① 保護林

| 種 類 | 箇所数 | 面積(ha) |
|-----------|-----|--------------|
| 森林生態系保護地域 | 1 | <u>1,485</u> |
| 生物群集保護林 | 3 | 5,006 |
| 希少個体群保護林 | 7 | 149 |
| 総 数 | 11 | <u>6,778</u> |

- 4 国有林野の活用に関する事項
 (1) 国有林野の活用の推進方針

レクリエーションの森

| 種 類 | 箇所数 | 面積(ha) |
|---------------|----------|--------------|
| 自然休養林 | 1 | 1,430 |
| 自然観察教育林 | 1 | 95 |
| 野外スポーツ地域 | 1 | 211 |
| 風致探勝林 | 1 | 113 |
| その他レクリエーションの森 | 1 | 2 |
| 総 数 | <u>5</u> | <u>1,851</u> |

(案)

第5次国有林野施業実施計画書

(大淀川森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

| | | |
|---|---------|-----|
| 自 | 平成30年4月 | 1日 |
| 至 | 平成35年3月 | 31日 |

(平成31年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

「綾森林生態系保護地域」を拡充し「北霧島風景林」を廃止したことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成31年4月1日より生じる。

1 現行計画（平成30年3月策定、計画期間：平成30年4月1日～平成35年3月31日） の変更内容

（1）「5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「（1）保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。

（2）「6 レクリエーションの森の名称及び区域」を上記理由により変更する。

目 次

| | | |
|---|-------------------|---|
| 5 | 保護林及び緑の回廊の名称及び区域 | 1 |
| | (1) 保護林の名称及び区域 | 1 |
| 6 | レクリエーションの森の名称及び区域 | 1 |

目 次

| | | |
|---|-------------------|---|
| 5 | 保護林及び緑の回廊の名称及び区域 | 1 |
| | (1) 保護林の名称及び区域 | 1 |
| 6 | レクリエーションの森の名称及び区域 | 1 |

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

| 種類 | 名称 | 既設 新設 | 面積 (ha) | 位置 (林小班) | 特徴等 |
|-----------|----|----------|-------------------------|--|---|
| 森林生態系保護地域 | 綾 | 既設 | 保存地区 <u>717.42</u> | 宮崎 2042ほ1、ほ2、ち～ぬ 2043い、ほ 2044に、に1、に3、ほ 2045は、ほ～ち、ぬ～わ 2046ろ、と、は、は1、に～へ、ち 2091た、ヌ 2092い～に、ハ 2093い～は 2094い、と、ニ | 宮崎県の綾川上流域に残された原生的な照葉樹林は、日本一の規模を誇るとされ、局型的な植生を有する区域では、照葉樹林を象徴する森林相観を有しており、常緑のブナ科樹木のほとんどの種が分布し、高等植物は約800種以上に及んでいる。 また、照葉樹林の高木構成種25種のうち24種が生育しており、植生の垂直分布が見られるとともに、貴重な動植物の分布域であり、学術的に高い価値と希少性を有している。 |
| | | | 保全利用地区 <u>767.88</u> | 宮崎 <u>2041い～た</u> <u>2042い～ほ、へ、と</u> <u>2043ろ～に</u> 2044い、い1ろ、ろ1、は、に2、に4、ほ1、 <u>へ～と3、ち、り</u> <u>～わ</u> 2045い、い1、ろ、ろ1、は1、は2、に～に5、り～り2、る1、か、よ 2046い、と1 2091い1、ろ、 <u>は～と1</u> と2、～よ 2094ろ～ほ、ほ1、へ、へ1、ち～ち4、り、ぬ、る、る1、わ～わ4、か、か1、よ 2095ほ2～ほ4、へ、と2、ち8、ち10、り1 2096は1、に1 | |
| | 計 | | <u>1,485.30</u> | | |

6 レクリエーションの森の名称及び変更面積計2,084.88→1,851.24